

公益社団法人 日本気象学会 情報公開規程

制定 平成 25 年（2013 年）4 月 10 日

（目的）

第 1 条 この規程は、公益社団法人日本気象学会（以下、「学会」という。）が、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」（平成 18 年法第 48 号、以下、「一般社団・財団法人法」という。）、並びに「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」（平成 18 年法第 49 号、以下、「認定法」という。）、及び公益社団法人日本気象学会定款（以下、「定款」という。）及び公益社団法人日本気象学会細則（以下、「細則」という。）に定めるところによる情報公開について、必要な事項を定めることを目的とする。

（学会の責務）

第 2 条 学会はこの規程の解釈と運用にあたっては、原則として情報公開の趣旨を尊重するとともに、個人情報のみだりに公開されることがないように、最大限の配慮をしなければならない。

（利用者の責務）

第 3 条 情報の利用者は、知りえた情報を適正に使用するとともに、利用によって第三者の権利を侵害することのないように努めなければならない。

（事務）

第 4 条 情報公開に関する事務は、学会の事務局が行う。

2 情報公開に関する事務取扱責任者は事務局長とする。

3 事務取扱責任者は、情報公開に関する事務を取り扱う者（以下、「担当者」という。）を、予め職員のうちから指名しておくものとする。

（事務局に備え置く資料及び閲覧）

第 5 条 学会は、別表に掲げる資料（以下、「備置き資料」という。）を主たる事務所に備え置かなければならない。

2 備え置く期間は、別表各号の「備え置く期間」に示した期間とする。

3 別表各号に掲げる請求者から閲覧または複写の請求があったときは、事務取扱責任者は、閲覧／複写の条件を満たし、かつ学会事務に重大な支障を及ぼす恐れがない限り、これに応じなければならない。

4 備置き資料のうち、名簿における、社員及び役員の住所については、社員及び債権者から理由を付して閲覧あるいは複写の請求があった場合のみ開示するものとする。

（閲覧場所及び時間）

第 6 条 備置き資料の閲覧場所は、学会事務局とする。

2 閲覧可能な日時は、学会事務局の業務時間（平日午前 10 時から午後 5 時）内とする。

（閲覧手続き及び閲覧方法等）

第 7 条 学会は公開対象資料の閲覧の希望があった場合は、次により取り扱うものとする。

(1) 担当者は、閲覧を希望する者に、様式 1 に定める閲覧申請書に必要事項を記入、提出させる。

(2) 担当者は、前号の閲覧申請書を受領したのち、様式 2 の閲覧受付簿に必要事項を記入する。

(3) 事務局内の適当な場所を指定して閲覧させる。

2 閲覧者から閲覧資料について説明を求められたときは、担当者または事務取扱責任者が予め指名したものが説明し、質問と説明の要旨を記録しなければならない。

3 閲覧者から備置き資料以外の資料等の閲覧を求められたときは、公開の対象を備置き資料に限っていることを説明する。

4 閲覧者から備置き資料の転記または複写の要請があった場合は、担当者はその内容、

量等を総合的に判断し、その可否を伝える。

(費用の負担)

第8条 備置き資料の閲覧は無料とする。ただし、前条第4項により複写を認めた場合は、これに要する実費を徴収する。

(電磁的方法による情報公開)

第9条 学会は定時社員総会終結後遅滞なく、貸借対照表の内容である情報を、定時社員総会の終結の日後5年を経過する日までの間、継続して電磁的方法により公開しなければならない。

第10条 学会は第5条第1項に定める備置き資料のうち、社員名簿を除く資料を電磁的方法により公開するものとする。

2 前項の電磁的方法による公開の期間は、原則として第5条第2項に準ずるものとする。

(改正)

第11条 この規程を変更するときは、理事会の決議をもって行う。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附則

1 この規程は、平成25年4月10日から施行する。

2 この規程は、原則として、平成24年度以降において作成した公開対象資料に適用する。

別表

備置き資料	備え置く期間	閲覧者	関係条項
(1) 定款・細則	常時	すべての者	一般法第 14 条 認定法第 21 条第 4 項 細則第 53 条
(2) 社員名簿	常時	同上	一般法第 32 条 認定法第 21 条第 4 及び第 5 項 細則第 53 条
(3) 役員名簿	常時	同上	認定法第 21 条第 4 及び第 5 項 定款第 41 条 細則第 53 条
(4) 事業計画書、収支予算書	当該事業年度の末日	同上	認定法第 21 条第 1 及び第 4 項 認定法施行規則第 27 条 定款第 40 条 細則第 53 条
(5) 各事業年度にかかわる事業報告書、貸借対照表、損益計算書及びこれらの附属明細書	毎事業年度経過後 3 箇月以内に作成し、5 年間	同上	一般法第 123 条 認定法第 21 条第 1 及び第 4 項 認定法施行規則第 28 条 定款第 41 条 細則第 53 条
(6) 財産目録	同上	同上	認定法第 21 条第 2 及び第 4 項 定款第 41 条 細則第 53 条
(7) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類	同上	同上	認定法第 21 条第 2 及び第 4 項 認定法施行規則第 28 条 定款第 41 条 細則第 53 条
(8) 役員の報酬の支給基準を記載した書類	同上	同上	認定法第 21 条第 2 及び第 4 項 定款第 41 条
(9) 監査報告	同上	同上	一般法第 129 条 定款第 41 条 細則第 53 条

(10)社員総会で議決権代理行使をした場合の委任状	社員総会の日から3箇月間	社員	一般法第50条第5及び第6項 細則第53条
(11)社員総会で書面による議決権の行使をした場合の議決権行使書	同上	同上	一般法第51条第3及び第4項 細則第53条
(12)社員総会の議事録	10年間	社員及び債権者	一般法第57条第2及び第4項 細則第53条
(13)理事会の決議の省略をした場合の同意書	同上	同上 (裁判所の許可)	一般法第97条 細則第53条
(14)理事会の議事録	同上	同上 (裁判所の許可)	一般法第97条 細則第53条
(15)会計帳簿	5年間	同上	一般法第129条 細則第53条

様式1 (第7条第1項第1号関係)

閲 覧 申 請 書	
公益社団法人 日本気象学会 理事長	殿
申請年月日	年 月 日
申請者氏名	
住所(〒	—)
電話	
閲覧の目的	
閲覧希望資料 (該当する者を○で囲む)	
① 定款・細則	
② 会員名簿	
③ 役員名簿	
④ 事業計画書・収支予算書	
⑤ 各事業年度にかかわる貸借対照表、損益計算書及び事業報告書並びにこれらの附属明細書	
⑥ 財産目録	
⑦ 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類	
⑧ 役員の報酬の支給基準を記載した書類	
⑨ 監査報告	
⑩ 社員総会で議決権代理行使をした場合の委任状	
⑪ 社員総会で書面による議決権の行使をした場合の議決権行使書	
⑫ 社員総会の議事録	
⑬ 理事会の決議の省略をした場合の同意書	
⑭ 理事会の議事録	
⑮ 会計帳簿	
⑯ その他	

